

徳島県介護人材育成事業者認証評価制度実施要領

徳島県介護人材育成事業者認証評価制度実施要綱第6条第1項に定める認証事業所への支援内容は次のとおりとする。

第1条 知事は、認証事業所の名称を県のホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。

第2条 知事は、認証事業所の名称を県主催のイベント等において、広く周知するものとする。

第3条 知事は、認証事業所を、働きやすい環境の整備、職員の育成、定着及び新たな人材の参入の促進に係る表彰の受賞候補として取り扱うものとする。

第4条 知事は、介護福祉士養成施設等へ認証事業所の情報を提供するものとする。

附則

この要領は、令和6年5月27日から施行する。